

Ⅱ 健全化判断比率の概要

【1 健全化判断比率】

財政健全化法の施行に伴い、地方公共団体は、毎年度、次の健全化判断比率（4指標）を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければならないことになっています。

早期健全化基準を上回ると財政健全化計画の策定が義務付けられ、国への報告義務を負うことになります。

なお、この法律により算定された稚内市の令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は、以下のとおり健全性を保っています。

●稚内市における健全化判断比率の状況

健全化判断比率	令和元年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率（フロー指標） ・一般会計等の実質赤字の比率	— (黒字 1.53%)	13.00%	20.00%
連結実質赤字比率（フロー指標） ・全ての会計の実質赤字比率	— (黒字 22.72%)	18.00%	30.00%
実質公債費比率（フロー指標） ・公債費及び公債費に準じた経費の 比重を示す比率	12.2%	25.0%	35.0%
将来負担比率（ストック指標） ・地方債残高のほか一般会計等が将来 負担すべき実質的な負債を捉えた比率	60.0%	350.0%	

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、各会計に赤字及び資金不足がないため該当しません。

●稚内市公営企業における資金不足比率の状況

資金不足比率	令和元年度	経営健全化基準	
水道事業会計	—	20.0%	
病院事業会計	—		
下水道事業会計	—		
港湾整備事業特別会計	—		
公設地方卸売市場事業特別会計	—		
臨港用地造成事業特別会計	—		

※資金不足比率については、上記各会計に資金不足がないため該当しません。

【2-1 健全化判断比率の対象範囲イメージ図】

地方公共団体			一部事務組合 広域連合	地方公社 第三セクター等
一般会計等	公営事業会計			
		特別会計	公営企業会計	
稚内市			稚内地区 消防事務組合	緑ヶ丘学園
一般会計	特別会計	公営企業会計		
		国民健康保険会計 介護保険会計 (保険事業勘定) (サービス事業勘定) 後期高齢者医療会計	水道会計 病院会計 下水道会計 港湾整備会計 市場会計 臨港用地造成会計	北海道市町村 備荒資金組合
			北海道後期高齢者 医療広域連合	

【2-2 実質赤字比率・・稚内市：該当なし】

実質赤字比率は、一般会計等（稚内市は一般会計のみ）を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。

下記の算式で算定されます。

実質赤字比率＝	一般会計等の実質赤字額
	標準財政規模

○実質赤字＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

- ・繰上充用額：歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
- ・支払繰延額：実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
- ・事業繰越額：実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

○標準財政規模：地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額

○標準税収入額：地方税法に定める法定普通税を、標準税率をもって、地方交付税法で定める方法により算定した収入見込額。具体的には、法定普通税の基準税額の合計をいう。

【3-1 連結実質赤字比率・・稚内市：該当なし】

連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。

下記の算式で算定されます。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額（イ+ロ） - （ハ+ニ）}}{\text{標準財政規模}}$$

イ：一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

ロ：公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

ハ：一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

ニ：公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

【3-2 資金不足比率・・稚内市：該当なし】

資金不足比率は、それぞれの公営企業会計を対象とした資金不足額の事業規模に対する比率です。

下記の算式で算定されます。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

○資金の不足額（法適用企業）＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額

○資金の不足額（法非適用企業）＝（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高）－解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

○事業の規模（法適用企業）＝営業収益の額－受託工事収益の額

○事業の規模（法非適用企業）＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

★稚内市の各会計における実質収支額及び資金不足（余剰）額

令和元年度稚内市の各会計（11会計）における、実質赤字比率及び連結実質赤字比率の対象となるべき実質収支額及び資金不足（余剰）額は下記のとおりです。

稚内市の場合、全ての会計において黒字及び余剰金があるため、各会計の赤字比率及び資金不足比率は発生していません。

●一般会計等

(単位:千円)

会計名	歳入総額 ①	歳出総額 ②	翌年度 繰越財源 ③		実質収支額 ① - ② - ③
一般会計	30,416,102	30,214,140	9,461		192,501

●公営企業以外の特別会計

(単位:千円)

会計名	歳入総額 ①	歳出総額 ②	翌年度 繰越財源 ③		実質収支額 ① - ② - ③
国民健康保険事業特別会計	3,509,314	3,505,226	0		4,088
介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	3,039,866	3,039,591	0		275
後期高齢者医療特別会計	521,074	518,284	0		2,790
介護保険事業特別会計(サービス事業勘定)	19,030	19,030	0		0

●公営企業法を適用している会計

(単位:千円)

会計名	流動資産等 ①	流動負債等 ②	算入地方債 ③	解消可能 資金不足額 A	資金不足 (余剰)額 ① - ② + ③ + A
水道事業会計	2,624,424	64,118	0		2,560,306
病院事業会計	1,165,162	969,644	0		195,518
下水道事業会計	52,237	96,288	0	244,824	0

※流動資産等 = 流動資産 - 控除財源 - 控除額

※流動負債等 = 流動負債 - 控除企業債等 - 控除未払金等 - 控除額 - PFI 建設事業費等

●公営企業法を適用していない特別会計

(単位:千円)

会計名	歳入総額 ①	歳出総額 ②	翌年度 繰越財源 ③	土地収入 見込額 A	資金不足 (余剰)額 ① - ② + ③ + A
港湾整備事業特別会計	147,550	146,822	0		728
公設地方卸売市場事業特別会計	39,497	38,956	0		541
臨港用地造成事業特別会計	69,903	69,903	0	3,356	3,356

【4 実質公債費比率・・稚内市：12.2%】

(平成29年度：12.6/平成30年度：12.1/令和元年度：12.2)

実質公債費比率は、一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率です。

下記の算式で算定され、3年間の平均値が比率となります。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(元利償還金+準元利償還金)} - \text{(特定財源+元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

○準元利償還金の内容

- ① 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合の1年当たりの元金償還金相当額
- ② 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたと認められるもの
- ③ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの(PFI事業による建設費の割賦払いや借入金に対する償還補助金、利子補給に係る債務負担行為など)

『実質公債費比率』は、地方債の発行が平成18年度に『許可制』から『協議制』へ移行したことに伴い、従来までの公債費比率や起債制限比率に代わり導入され、平成19年度から健全化判断比率の一つとされている財政指標です。

この比率は、それまでの公債費の算出では、一般会計の地方債の元利償還金だけが対象だったものを、公営企業会計や一部事務組合への一般会計からの繰出金や債務負担行為に基づく公債費に準じる経費を含めた自治体の実質的な債務も加え、明確化したものです。

この実質公債費比率は、早期健全化団体(25%以上)、財政再生団体(35%以上)の判断基準だけではなく、18%以上となった場合には、黄信号がともった状態となり、地方債許可団体に移行するとともに、『公債費負担適正化計画』の策定が求められます。

現在、稚内市の実質公債費比率はやや高めの数値を示していますが、地方債の発行を抑制してきたことにより、減少傾向にあります。

★稚内市の実質公債費比率算出の状況

【令和元年度数値】

(単位:千円)

区 分	金 額	備 考
元利償還金	3,089,908	
準元利償還金 (① 満期一括償還)	0	
準元利償還金 (②特別会計の元利償還金に伴う繰出金)	531,199	
準元利償還金 (③組合等の元利償還金に伴う負担金)	38,256	
準元利償還金 (④債務負担行為に基づく公債費に準ずる支出)	163,669	
A 令和元年度負担額合計	3,823,032	
特定財源	288,455	
元利償還金及び準元利償還金に対する 基準財政需要額算入額	2,286,832	
B 令和元年度控除財源合計	2,575,287	
A-B	1,247,745	算定上の分子となるべき数値

区 分	金 額	備 考
C 標準財政規模	12,522,797	
D 元利償還金及び準元利償還金に対する 基準財政需要額算入額	2,286,832	
C-D	10,235,965	算定上の分母となるべき数値

令和元年度の実質公債費比率の算出は、上記の数値より

$1,247,745 \text{ 千円} \div 10,235,965 \text{ 千円} \times 100 \div 12.18981\%$ と算出されます。

【5 将来負担比率・・稚内市：60.0%】

将来負担比率は、一般会計等が将来にわたり負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。

下記の算式で算定されます。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

○将来負担額の内容

- イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
- ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ト 連結実質赤字額
- チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

○将来負担額から控除されるもの

- リ イからヘに充当することができる地方自治法第241条の基金
- 又 特定財源見込額
- ル 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

令和元年度末における稚内市の将来負担すべき額は、326億5,770万円あり、その負担に対する特定財源及び普通交付税で措置される見込額や基金残高は、265億1,164万円が見込まれることから、実質負担見込額は、61億4,607万円となります。

この額に対して、標準財政規模から令和元年度に普通交付税で措置された額を差し引いた102億3,597万円に対する割合が、『60.0%』となり、将来負担比率が算出されます。

国が定めた早期健全化基準は350.0%となっており、現在の稚内市は、良好な数値を維持していますが、引き続き財政健全化の取り組みを継続していきます。

★稚内市の将来負担比率算出の状況

【令和元年度数値】

(単位:千円)

	区 分	金 額	備 考
イ	地方債の現在高	25,689,339	
ロ	債務負担行為に基づく支出予定額	544,851	
ハ	公営企業債等繰入見込額	3,572,439	
ニ	組合等負担等見込額	135,479	
ホ	退職手当負担見込額	2,583,319	
ヘ	設立法人の負債額等負担見込額	132,279	
ト	連結実質赤字額	0	
チ	組合等連結実質赤字額負担見込額	0	
A	将来負担額合計	32,657,706	上記イからチの合計
リ	充当可能基金	3,580,199	
ヌ	充当可能特定財源	2,995,070	
ル	基準財政需要額算入見込額	19,936,372	
B	充当可能財源合計	26,511,641	上記リからルの合計
	A-B	6,146,065	算定上の分子となるべき数値

	区 分	金 額	備 考
C	標準財政規模	12,522,797	
D	元利償還金及び準元利償還金に対する 基準財政需要額算入額	2,286,832	
	C-D	10,235,965	算定上の分母となるべき数値

令和元年度の将来負担比率の算出は、上記の数値より

6,146,065 千円 ÷ 10,235,965 千円 × 100 ≒ 60.0% と算出されます。